〇工事監督事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、那覇市建設工事請負契約約款(昭和49年8月19日設定。以下「約款」という。)及び那覇市請負工事監督規程(平成6年那覇市訓令第5号。以下「監督規程」という。)に定めるもののほか、工事監督事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

(提出書類の処理)

- 第 2 条 現場監督員は、受注者から市長に対する書類の提出があったときは、直ちにこれを点検して、受付年月日を記入し、押印して所定の手続をしなければならない。
- 2 前項の場合において、補正を必要とする事項については受注者に補正をさせ意見を付する必要がある 事項については意見を付して、速やかに主任現場監督員及び主管課長等に報告しなければならな い。
- 3 主管課長等は、前項の書類及び報告を受けたときは、直ちに必要な指示及び処理を行うものとする。 (工事工程表)
- 第3条 現場監督員は、約款第3条第1項の規定により工事工程表の提出があったときは、直ちに審査し、 主管課長等に報告しなければならない。
- 2 主管課長等は、前項の報告を受けたときは速やかに工事工程表の承諾の可否を判断し、これを承諾したときは承諾年月日を記入の上、受注者に通知しなければならない。
- 3 第 1 項の審査については、工期、気象状況、地質、工事量、材料、労務、機械等あらゆる面から充分可能性のある計画であるかどうかを検討しなければならない。この場合において、必要に応じ請負代金内訳書等の提出を求めるものとする。
- 4 工事途中において、やむを得ず工事の一時中止、設計変更、工事延長等の必要が生じたときは、現場 監督員は、その発生時点において、速やかに受注者と協議の上、工事工程表を修正させ修正理由を 明らかにしておかなければならない。
- 5 前項の修正については、第2項及び第3項の規定を準用する。

(着手及び着工)

- 第4条 現場監督員は、契約書記載の工事の着手の期日に受注者が工事に着手したかどうかを確認しなければならない。この場合において未着手の場合には、その旨主管課長等に報告し、指示を受けるものとする。
- 2 前項に規定する工事の着手には、施工にあたっての準備行為である現場事務所の用地の確保、設計 図書の再検討、施工段取り、工程組み、施工機械の段取り、資材の手配、下請業者との契約、地盤調 査及び施工計画の立案等を含むものとする。
- 3 工事の着工は、工事工程表の承諾後とする。ただし、災害工事その他緊急施工を必要とする場合又は 工事工程表の調整及び承諾に相当の日時を要するものと認められる場合には、部分承諾を得た後と することができる。
- 4 前項に規定する工事の着工とは、現場における「遣り方」、「伐根除草」等具体的な施工の実行行為をいう。

(工程会議)

第5条 監督員は、特に必要と認められる工事については、定期的に工程会議を行い工事の円滑な進捗を図らなければならない。

(工事の把握)

- 第 6 条 監督員は、工事の工程を適格に把握して工期内に確実に工事を完成させるよう努めなければならない。
- 2 監督員は、現場事務所に、週、旬又は月ごとの工事工程を記録し工事の進捗状況を明らかにした工事工程表を掲示させるとともに、工事進捗状況を主管課長等に報告しなければならない。
- 3 主管課長等は、各月ごとの工事進捗状況報告書を翌月第 2 火曜日までに副部長に報告するものとする。

(工事促進の勧告等の指示)

- 第7条 主管課長等は、監督規程第18条又は第24条の規定による報告により次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、監督員に対し、速やかに工事促進の勧告、工事の中止等の必要な指示をしなければならない。
 - (1) 工事の着手又は着工が計画工程より著しく遅れているとき。
 - (2) 工事の進行が計画工程より遅れ、工期内の完成が不可能であるとき又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 工事工程表に反した工事の施工がなされたとき。
 - (4) 他工事との関連で他工事に重大な影響を及ぼすとき。
 - (5) 工事用地の確保ができない等の事情により、工事の施工ができないとき。
 - (6) 下請者が、工事の施工において著しく不適当であるとき。
 - (7) 工事施工の不手際等により、地域住民に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (8) その他特に指示の必要があるとき。

(工事打合せ簿(指示)による設計変更)

- 第8条 工事の着手後やむを得ず設計変更の必要が生じたときは、契約変更の手続を行った後に当該変更に係る部分の工事の施工をするものとする。ただし、特に急を要する工事又は設計変更が再度起り得ることがあらかじめ予想される工事で次の範囲のものについては、主管課長等の承諾を得て、次項から第4項までの規定に基づき工事打合せ簿(指示)により設計変更することができる。この場合においては、変更の基礎となる数値計算書の調書を作成しなければならない。
 - (1)形状、寸法、形式、材料等を部分的に変更する場合で、他に重大な影響を与えない変更。
 - (2)前号以外の部分(当該工事における追加工種が当該工事の主要部分又は重要部分とならない場合に限る。)の変更で、他に重大な影響を与えない変更。
 - (3) その他前各号に準ずる変更で、当該工事の目的及び機能を損なわないもの
- 2 工事打合せ簿(指示)は、次により取り扱うものとする。
 - (1) 現場監督員は、変更すべき事項が生じた場合又は受注者の通知により変更を必要と認める場合には、工事打合せ簿(指示)を作成し必要書類を添付して、直ちに主任現場監督員を経由して主管課長等に報告する。
 - (2)主管課長等は、前項の報告について内容を検討し、工事打合せ簿(指示)の変更を認める場合は、直ちに監督員に必要な指示を与えるものとする。
 - (3) 工事打合せ簿(指示)は、主管課長等による確認の後、写しを受注者に交付するものとする。
- 3 工事打合せ簿(指示)の関係書類については、当該工事ごとに常にその経過を明らかにして保管し、当 該工事の既済部分検査及び契約変更に備えなければならない。
- 4 工事打合せ簿(指示)に伴う契約変更の手続については、工期の末に行うことをもつて足りるものとする。 ただし、当該変更に係る既済部分検査を行うときは、原則として検査前に契約変更の手続を行うものと する。

- 5 次の事項については、設計変更に伴う契約変更の手続を経た後に、当該変更に係る部分の工事の施工を するものとし、工事打合せ簿(指示)により処理してはならない。ただし、関係部課による検討の結果、契 約変更の手続を経ることが工事の施工上、著しく不合理であると認められる場合は主管課長の承諾を得 て、その後遅滞なく契約変更の手続を行うことができるものとする。
 - (1)構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - (2)新工種に係るもの
 - (3)変更見込金額の合計額が当初請負代金額の20%を超えるもの
 - (4)他の工事又は用地買収、補償等に対し重大な影響を与える変更。

(設計変更に伴う契約変更の手続)

第9条 設計書又は仕様書の設計変更の対象となる部分については、変更前の部分()を付し、その下に変更後の数値等を記入(図面については、変更後の部分を朱書きすることをもって足りるものとする。)して明らかにし、変更理由書及び設計変更協議書を添付し、速やかに設計変更に伴う契約変更の手続を経なければならない。

(工期延長に関する意見)

- 第 10 条 監督規程第 31 条に規定する意見は、次に掲げる事項に留意し、工期延長についての意見書に厳正に記載しなければならない。
 - (1) 気象条件に対する工事の施工状況、平年時との気象状況の比較。
 - (2) 工事用材料、工事用機械類等の搬入状況及び工事着手後の工事の進行状況等が計画工程どおり 施工されたかどうか。
 - (3)地域及び現場の特異性等並びに近傍に他の工事が同時期に施工されている場合には、その工事との比較。
 - (4) 約款第21条又は第45条を適用することについて前各号の状況及びその理由を総合的に判断すること。
 - (5)延長工期内で工事が完成する見込みがあるかどうかについて、過去の実積を検討し、修正工程表を審査して適切な判断を下すこと。

(工事写真)

- 第11条 監督員は、完成検査その他の検査における説明に用いることができるように、次により受注者に対し工事写真の撮影を指示するとともに写真帳を整理させなければならない。
 - (1) 工事着工前及び完成後の全景を撮影し比較できるようにすること。
 - (2) 床堀、基礎工、裏込工、壁厚、仕上厚その他完成後外面からその出来形の適否を確認することができない箇所については、完成後写真確認できるよう撮影すること。
 - (3)地下埋設工事については、構造、断面寸法、施工過程(埋め戻しの状況を含む。)等が明らかになるよう、その全貌について施工の進行状況を撮影すること。
 - (4)撮影に当たっては、図面と対象物との関連を説明できるよう次の点に留意すること。
 - ア被写体には所要寸法が判断できるよう、スタッフ、巻尺等をあてること。
 - イ 工種、測点、設計寸法、実施寸法その他必要事項を記入した小黒板を置いて撮影すること。

(工事目的物の損害等に関する報告)

- 第 12 条 監督規程第 29 条に規定する報告は、次に掲げる事項について詳細に記載した調書を作成することにより行う。
 - (1)損害発生前の工事の施工状況
 - (2)災害防止その他工事施工上の臨機の処置に関する次の事実

- ア 受注者のとった処置及び通知等
- イ 監督者のとった指示事項及び報告等
- (3)受注者が損害防止について善良な管理者の注意に基づく処置をしたかどうかについての意見
- (4) 損害発生前後の気象状況及び工事施工に関する資料
- (5)工事の計画工程と実施工程
- (6) 損害状況並びに損害額及び復旧額の見積書
- (7) 損害状況の写真と損害を受ける前の写真との比較説明資料
- (8) 第三者に損害を及ぼした場合は、その状況及び損害額
- (9) 損害後の工事再開の見通し及び対策についての意見
- (10)その他必要な資料

(完成の確認)

- 第13条 監督員は、約款第31条第1項による完成届の提出があったときは、次の事項に留意して処理するものとする。
 - (1) 設計図書及び仕様書どおりに施工されているかどうかを確認すること。
 - (2) 工事用仮設物、残材、廃物その他すべての不用品の後片付けが終了していることを確認すること。
 - (3) 工事中において第三者との間に補償、損害賠償等の問題があったときは、これが解決しているかどうかを確認すること。
 - (4)前号の問題について未解決であれば、この事項について主管課長等に報告し、指示を受けること。

付 則

この要領は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年2月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

那覇市監督員の業務について

監督規程第2条に規定する主任監督員、監督員の業務は、次表のとおりとする。

監督業務の内容	監督規程	主管課長	監	3 員
	条項	又は副参事	主 任	現場
1) 主任監督員、現場監督員の指揮	特に定めなし	0		
2) 現場監督員の指揮	第3条第1項		0	
3)設計図書、法規等や現場実態の把握	第4条		0	0
4) 一般的注意	第6条		0	0
5) 監督員の交替	第7条			0
6) 資料等の整理	第8条			0
7) 備付書類及び帳簿等の整理	第9条			0
8) 工事状況(工事月報)の請求	第9条9号			0
9) 工事打合せ簿の作成	第10条			0
10) 工事監督日誌の作成	第11条			0
11) 主要材料検査調書の作成	第12条			0
12) 材料試験の採取立会い	特に定めなし		0	0
13)材料検査の実施	第16条		0	0
14) 細部設計図及び原寸図の検査、承認	第17条		0	0
15) 工事促進の警告及び報告	第18条		0	0
16) 工事の立会い	第19条		0	0
17) 破壊検査の実施	第20条	0		
18) 改造の命令	第21条	0		
19)緊急措置	第22条		0	0
20) 図面と仕様書の不一致の場合の措置	第23条	0	0	0
21) 工事変更及び中止の報告	第24条		0	0
22)下請負者の審査	第25条		0	
23) 現場代理人、主任技術者等の審査	第26条		0	
24)解体材及び発生品の処置	第27条		0	0
25) 工事目的物等の損害の調査	第29条	0	0	0
26) 契約解除の申出の受理	第30条		0	
27) 期間延長願いの受理	第31条		0	
28) 工事完成の出来形の確認	特に定めなし		0	0
29) 工事成績表の作成	第35条		0	0
30)検査の立会い	第36条		0	0
31)障害物の調整	第28条			0
32)貸与品等の受理	第33条			0